

令和3年度から適用される 市民税・県民税(個人住民税)の税制改正について

平成30年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする等の観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの見直しが行われました。

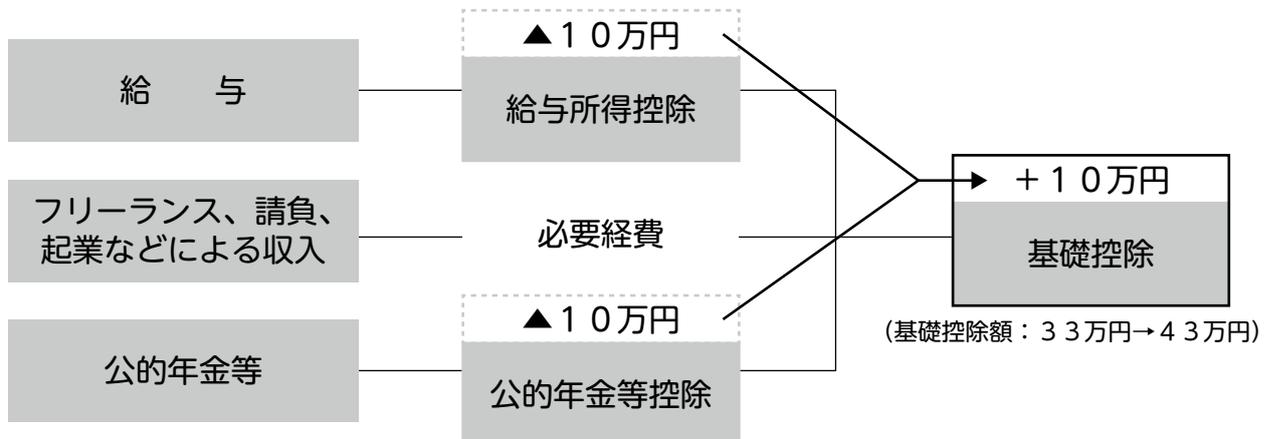
また、令和2年度税制改正では、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための見直しが行われました。これらの見直しについては、令和3年度の市民税・県民税から適用されます。

主な改正内容

◆ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替について

給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律に10万円引き下げるとともに、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が同額の10万円引き上げられました。

| | |
|----------------|-----------------------|
| 給与所得控除・公的年金等控除 | ▲10万円 |
| 基礎控除 | +10万円 (控除額：33万円→43万円) |



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、負担増となることを防止するために、給与所得から最大10万円を控除する「所得金額調整控除」の措置があります。

◆ 給与所得控除の見直しについて

給与所得控除の上限が適用される給与収入金額を1,000万円から850万円に引き下げるとともに、控除額の上限が220万円から195万円に引き下げられました。

| 給与等の収入金額(A) | 給与所得控除額 | |
|-----------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 162万5千円以下 | 55万円 | 65万円 |
| 162万5千円超180万円以下 | $A \times 40\% - 10\text{万円}$ | $A \times 40\%$ |
| 180万円超360万円以下 | $A \times 30\% + 8\text{万円}$ | $A \times 30\% + 18\text{万円}$ |
| 360万円超660万円以下 | $A \times 20\% + 44\text{万円}$ | $A \times 20\% + 54\text{万円}$ |
| 660万円超850万円以下 | $A \times 10\% + 110\text{万円}$ | $A \times 10\% + 120\text{万円}$ |
| 850万円超1,000万円以下 | 195万円 | $A \times 10\% + 120\text{万円}$ |
| 1,000万円超 | | 220万円 |

◆ 公的年金等控除の見直しについて

公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限を設けるとともに、公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合の控除額が引き下げられました。

・65歳未満の場合

| 公的年金等の収入金額(A) | 公的年金等控除額 | |
|-----------------|----------------------|--------------|
| | 改正後(※) | 改正前 |
| 130万円以下 | 60万円 | 70万円 |
| 130万円超410万円以下 | A×25%+ 27万5千円 | A×25%+37万5千円 |
| 410万円超770万円以下 | A×15%+ 68万5千円 | A×15%+78万5千円 |
| 770万円超1,000万円以下 | A× 5%+145万5千円 | A×5%+155万5千円 |
| 1,000万円超 | 195万円5千円 | |

・65歳以上の場合

| 公的年金等の収入金額(A) | 公的年金等控除額 | |
|-----------------|----------------------|--------------|
| | 改正後(※) | 改正前 |
| 330万円以下 | 110万円 | 120万円 |
| 330万円超410万円以下 | A×25%+ 27万5千円 | A×25%+37万5千円 |
| 410万円超770万円以下 | A×15%+ 68万5千円 | A×15%+78万5千円 |
| 770万円超1,000万円以下 | A× 5%+145万5千円 | A×5%+155万5千円 |
| 1,000万円超 | 195万円5千円 | |

※公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下：控除額を10万円引き下げ

※公的年金等以外の合計所得金額が2,000万円超：控除額を20万円引き下げ

◆ 基礎控除の見直しについて

合計所得金額が2,400万円（給与収入：2,595万円）超の方に係る基礎控除について、控除額が逡減・消失する仕組みが設けられました。

| 合計所得金額 | 基礎控除額 | |
|-------------------|-------------|------------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 2,400万円以下 | 43万円 | 33万円 (所得制限なし) |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 29万円 | |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 15万円 | |
| 2,500万円超 | 適用なし | |

◆ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しについて

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、「ひとり親控除（控除額：30万円）」が設けられました。

なお、ひとり親控除に該当しない寡婦で、所得500万円（給与収入：678万円）以下の方は、引き続き寡婦控除額26万円が適用されます。

◆ 人的非課税措置の見直し

人的非課税措置が次のとおり変更されました。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--------------------------------------|
| 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方 | 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方 |

おたずね／市民税課 ☎21-6770・21-6898